

阪基公示第1号

令和5年4月3日

曳船運行役務の契約希望者募集要項（公募）

曳船運行役務の契約について公募を実施するので、参加希望者は下記に基づき資料等を提出して下さい。

（公募実施権者）

契約担当官

海上自衛隊阪神基地隊本部

経理科長 吉田 友三

記

1 調達品目等

令和5年度、6年度、7年度における曳船運行役務に係る契約
調達場所は別紙第1のとおり。

2 公募に参加できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項の全てに該当する者とする。

（1）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）

第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

（2）予決令第71条の規定に該当しない者であること。

（3）防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。

（4）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

（5）令和04・05・06競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有すること又は経営の規模及び経営の状況がそれと同等である者。

- (6) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できること。
- (7) 当該役務に必要な次の体制及び能力を有するか、契約締結までに有することができる者。
 - ア 曳船は、1, 800馬力以上の能力があるものを2隻以上有すること。
- (8) 当該役務の一部を下請け業者に委託する場合は、委託させる業務に応じて、前号の項目を満たすことを証明できること。
- (9) 不具合発生時に、迅速かつ継続的に対応可能であること。

3 参加表明

応募する者は、別紙第2の「参加表明書」に、次の項目を証明する資料（以下「技術資料」という。）を添付し、提出しなければならない。ただし、前年度に同一の資料を提出した者で、本年度の資料においても変更がない場合は、その旨の書面を提出することで資料の提出を省略することができる。

- (1) 資格審査結果通知書（写し）
- (2) 会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書並びに会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書及び内部統制システム整備状況の概要）

4 技術資料の提出

(1) 応募時の提出

次に示す項目について、提出するものとする。ただし、過去5年以内に同一の資料を提出した者で、本年度の資料に変更がない又は部分的な変更のみである場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで第1号アに示す資料の提出を省略することができる。

ア 曳船は、1, 800馬力以上の能力があるものを2隻以上有すること。

(2) 対象期間内の提出

複数年度の調達に係る公募の結果、合格の結果通知書を受けた者は、対象期

間内の各年度の開始前までに提出済の技術資料の変更の有無について明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出しなければならない。

5 参加表明書及び技術資料の提出先等

(1) 提出先

海上自衛隊阪神基地隊本部経理科契約係

〒658-0024 兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町37番地

078-441-1001 (内線244)

(2) 提出期間

令和5年4月3日(月)～令和8年3月31日(火)

(3) 提出方法

直接持参又は郵送とし、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時～午後4時45分までとする。

(4) 提出部数

参加表明書2部、技術資料1部

(5) 新たに体制・設備が整った場合は、募集期間に関わらず参加表明をすることができる。ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。

(6) 募集期間内であっても、当該公募に係る調達が終了していることがある。

6 技術資料の審査

(1) 技術資料の提出者は、海上自衛隊阪神基地隊本部の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。

(2) 技術資料の提出者は、技術審査を行う部隊・機関の担当者から検査・修理設備及び体制等の調査のために協力依頼があった場合には、当該工場等への立入を含め、調査に協力しなければならない。

7 応募者に対する審査結果の通知

公募実施権者は、資格審査結果及び技術審査結果を、応募者に対し通知する。

8 疑義の申立

(1) 審査結果に疑義のある者は、契約担当官等に対して、当該疑義の内容について、審査結果の通知を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓口：参加表明書を提出した部隊等の窓口

イ 時間：直接持参する場合は土、日及び祝日を除く毎日、午前8時から午後4時45分までとする。

(2) 契約担当官等は、疑義について説明を求められた場合は、疑義の申立の書面を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

(3) 疑義の再申立については、書面による回答を受理した日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官等は、疑義の再申立の書面を受理した日の翌日から起算して3日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

9 応募に当たっての留意事項

(1) 応募者は、応募に当たり次の各号について同意した上で応募するものとする。

ア 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。

イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。

ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。

エ 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。

オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。

カ 提出書類は、他の目的に使用しない。

キ 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。

ク 当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。

- (2) 資料等の提出にあたっては、製本等、過剰な編てつ等は不要とする。
- (3) 調達品目の仕様に関する問合せを、最寄りの分任支出負担行為担当官又は契約担当官に行うことができる。

令和 5 ・ 6 ・ 7 年度募集対象

番号	港湾名	所在地
1	阪神港（大阪区）	大阪府大阪市
2	阪神港（堺泉北区）	大阪府堺市
3	阪神港（神戸区）	兵庫県神戸市
4	津名港	兵庫県淡路市
5	阪南港（岸和田）	大阪府岸和田市
6	阪南港（貝塚）	大阪府貝塚市
7	和歌山下津港（和歌山区）	和歌山県和歌山市
8	和歌山下津港（海南区）	和歌山県海南市
9	和歌山下津港（有田区）	和歌山県有田市
10	和歌山由良港	和歌山県日高郡由良町
11	和歌山日高港	和歌山県御坊市
12	和歌山新宮港	和歌山県新宮市
13	姫路港	兵庫県姫路市

(記入例)

〇〇. 〇〇. 〇〇

海上自衛隊阪神基地隊本部経理科長 殿

(株)〇〇〇〇〇〇〇〇〇

代表取締役 〇 〇 〇 〇

参加表明書

標記について、下記のとおり応募します。

記

番号	港湾名	所在地	備考
1	阪神港（大阪区）	大阪府大阪市	

- 添付書類：1 資格審査結果通知書（写し）
2 平成〇〇年〇〇月期有価証券報告書及び監査報告書
3 技術資料一式